

○東京都市町村職員退職手当組合職員の通勤手当の支給に関する規則

(昭和49年12月5日
規則第3号)

改正 平成16年 3月25日 規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（昭和40年条例第9号。以下「給与条例」という。）第9条の規定に基づき、通勤手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 給与条例第9条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

(通勤距離)

第3条 給与条例第9条に規定する場合の通勤距離は、職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(運賃等相当額の算出の基準)

第4条 給与条例第9条第2項第1号に規定する運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の間路及び方法による運賃等の額によるものとする。

(支給対象期間)

第4条の2 給与条例第9条第2項第1号に規定する支給対象期間は、4月1日及び10月1日以降それぞれ6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合は、これらの日以外の日以降6箇月の期間とすることができる。

2 前項の規定により難い場合の支給対象期間は、管理者が別に定める。

第5条 運賃等相当額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 交通機関等が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間にかかる通用期間6箇月の定期券（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低額となる定期券）の価額（通用期間6箇月の定期券が発行されていない交通機関等にあつては、通用期間3箇月の定期券の価格に2を乗じて得た額）

(2) 交通機関等が定期券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての通勤21回分の運賃等の額であつて、最も低額となるもの

(交通の用具)

第6条 給与条例第9条第1項第2号に規定する交通の用具は、自転車、原動機付自転車及び自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。）とする。

(支給の始期及び終期)

第7条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第9条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合において、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

(支給方法)

第7条の2 給与条例第9条第2項第1号に掲げる通勤手当の額のうち、第5条第1号に規定する額の総額は、その者の支給対象期間の初日後において、最も当該初日に近い給料の支給日に支給する。

2 給与条例第9条第2項第1号に掲げる通勤手当の額のうち、第5条第2号に規定する額の総額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額については、その額をその者の支給対象期間の月数で除して得た額を当該対象期間の各月の給料の支給日に支給する。

3 給与条例第9条第2項第2号に掲げる通勤手当は、各月の給料の支給日に支給する。

4 第4条の2第2項に規定する場合の通勤手当の支給方法については、管理者が別に定める。

(支給できない場合)

第8条 給与条例第9条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給することができない。

(事後の確認)

第9条 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第

9条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(手当の支給方法)

第10条 通勤手当の支給方法等については、給料支給の例により、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月25日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。